

議 員 派 遣 報 告 書

平成 30 年 6 月 8 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び盛岡市議会会議規則第 125 条第 1 項ただし書の規定に基づき、議長において次のとおり議員派遣の決定をしたので報告する。

1 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明

- (1) 派遣目的 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 平成 30 年 6 月 7 日
- (4) 派遣議員 後藤百合子議員, 藤澤由蔵議員, 伊達康子議員及び鈴木一夫議員